

京都市告示第420号

京都市上京区櫛笥町，中書町，二町目，三町目，南伊勢屋町の一部，北伊勢屋町の一部，左馬松町の一部，中務町の一部，小山町の一部，西院町の一部，浮田町の一部，中村町の一部，下丸屋町の一部及び田中町の一部の土地について，国土調査法による地籍調査を行い，地図及び簿冊を作成したので，同法第17条第1項の規定により公告します。

なお，当該地図及び簿冊は，下記のとおり一般の閲覧に供します。

平成29年10月31日

京都市長 門川大作

1 地図及び簿冊の名称

京都市上京区櫛笥町，中書町，二町目，三町目，南伊勢屋町の一部，北伊勢屋町の一部，左馬松町の一部，中務町の一部，小山町の一部，西院町の一部，浮田町の一部，中村町の一部，下丸屋町の一部及び田中町の一部の地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成29年11月1日から同月20日までの20日間

3 閲覧場所及び時間

場所	期間	受付時間
元教業小学校 北校舎3階 1教室 京都市中京区大宮通御池下る 三坊大宮町121-2番地	平成29年11月1日から同月 10日まで，同月13日から同 月20日まで	午前10時00分から 午前11時30分まで， 午後1時00分から 午後3時00分まで
二条城北小学校 会議室 京都市上京区浄福寺通下立売 下る中務町487番地	平成29年11月11日から同 月12日まで	午前10時00分から 午前11時30分まで， 午後1時00分から 午後3時00分まで

4 閲覧の結果，誤り等があると認めた場合は，上記の閲覧期間内に，京都市長に対し，訂正の申し出をすることができます。

5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。

6 誤り等訂正申出書用の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

(行財政局資産活用推進室)